

# 自治体公立文化ホールの ファシリティマネジメントに関する考察

酒 井 智 美

## はじめに

自治体の所有運営する公共施設について、近年「ファシリティマネジメント」（以下、「FM」という）が注目されている。FMは、公益社団法人日本ファシリティマネジメント協会（JFMA）によれば、「アメリカで生まれた新しい経営管理方式」で、「企業・団体等が保有又は使用する全施設資産及びそれらの利用環境を経営戦略的視点から総合的かつ統括的に企画、管理、活用する経営活動」である。総務省は、社会資本のFMについて「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視へ調査結果に基づく勧告<sup>①</sup>」を二〇一二年二月に発表している。また、総務省は、二〇一四年四月に「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」を各自治体に通知した。この通知では、各自治体がその所有する公共施設について、長期的な視点で更新・統廃合・長寿命化

を計画的に行い、財政運営の負担を平準化しながら、最適な配置にする必要があるとして、国と歩調を合わせて、自治体が公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進する計画を策定するよう求められている<sup>③</sup>。

公共施設のFMは、建設年代が古く老朽化が進む公立文化ホールのFMにも何らかの示唆を与えてであろう。公立文化ホールは、一九六〇年前後から、県民会館、市民会館などの名称で建設されてきた。また、一九七〇年代に始まる「文化行政論」の隆盛に伴い建設が促進されたとされる<sup>④</sup>。これらホールは、設置から年数が経過するにしたがい修繕費用も嵩むことになる<sup>⑤</sup>。高額な修繕費用を費やしても維持し続けるのか、新たな建物に建設し直すのか、施設を廃止するのか、判断を求められることになる。

ところで、公立文化ホールが増えてきた一九六〇年代以降今日まで、ホールの設置・管理については文化行政論の展開のほか、指定管理者制度の

導入、「劇場、音楽堂等の事業の活性化に関する法律」（以下、「劇場法」という）の制定といった考え方や制度の変化があった。耐用年数を迎えた公立文化ホールの扱いについてもこれらの変化を踏まえた対応がなされることが想定される。加えて、公立文化ホールの場合、上下水道、道路などの社会基盤施設とは異なるFMの視点が必要となると思われる。

そこで、本稿では、北海道内都市においてすでに建て替え等の行われた公立文化ホールの事例を参考に、公立文化ホールのFMのあり方について若干の考察を行ってみたい。

## 公立文化ホールのFMの特徴

公立文化ホールのFMを考察する際には、当該ホールの存在価値を評価する必要がある。その評価に基づいて、ホールの改修、建て替え、廃止が検討されることが想定される。公共施設の評価に

については、さまざまな視点がありうるが、ここでは、「建物性能」と「行政ニーズ」の評価を組み合わせた山本康友の評価分類を参考にしてみたい。<sup>⑥</sup>「建物性能」とは、当該施設の残存耐用年数などの資産価値に関する指標である。「行政ニーズ」は、山本によれば、使用価値の面での評価ということになるが、究極的には市民が当該施設をどの程度必要とみなしているのかに関連する指標であると言える。この両者の指標とも高い場合、施設は従前通り存続することになる。「行政ニーズ」は高いものの、「建物性能」が低い場合には建て替えや新築移転が必要になると言える。「建物性能」は高いものの、「行政ニーズ」が低い場合には、施設を市民の要望がより強い別の用途すなわち「行政ニーズ」のより高い使用法に変更することが模索されるであろう。「行政ニーズ」も「建物性能」も低い場合は、当該施設は解体ないし売却され、公共施設としては廃棄されることになるであろう。

ところで、「建物性能」は、施設の資産価値であるから、客観的指標に基づく判定のしやすい基準であると言える。どちらかと言えば、工学的視点と言えるものであり、本稿では考察の対象としない。本稿で重視するのは「行政ニーズ」の判断の仕方である。

近年人口に膾炙してきたFMは、隧道・橋梁・上下水道などの産業や生活の社会基盤を支える公共施設の安全性の観点から意識されるようになって

た概念である。FMを公立文化ホールのような一般に「ハコモノ」と称せられる建築物に適用しようとするならば、上下水道などの社会基盤施設とは異なつた視点が必要となる。市民生活に必要な可欠であると捉えられることの多い社会基盤施設の場合、老朽化への対応はほとんど新しい設備への置換を前提として論じられる。すなわち、設備置換の効率化は論点になるものの、当該施設の社会基盤としての必要性が議論となることは多くはないと考えられる。しかし、公立文化ホールのような「ハコモノ」のFMの場合、設備置換等の効率性はもちろんのこと、それ以上に当該施設の必要性が大きな争点になり得る。公立文化ホールの場合、「行政ニーズ」が「建物性能」よりも施設評価の面で重視されざるを得ないと言える。

### 論点 公立文化ホールの「行政ニーズ」を巡る

「行政ニーズ」を上記では、究極的には「市民が当該施設の必要性をどの程度とみなしているのか」を示すものとした。とはいえ、もちろん市民は一律ではない。芸術文化振興に強いシンパシーをもつ市民もいれば、ともかく集会施設・鑑賞娯楽施設としてそこにあれば良いとする市民もいることは容易に想定できる。また、問題をさらに複雑にするのは、公立文化ホールに関して言えば、その本来の目的だと一般には考えられる芸術文化

振興や集会鑑賞娯楽施設として施設の目的が想定されるだけでなく、「まちづくり」や地域経済の活性化、地域振興の起爆剤となることも期待される場合があることである。

実のところ、これらの公立文化ホールを巡る（目的）設定は、論者の間でも統一性がなく、むしろそれぞれの意識や利害関心が異なるにもかかわらず、公立文化ホールは必要であるというただ一点だけ共通して、公立文化ホールの設置・維持・管理の議論がなされているくらいがある。たとえば、文化行政論が、「水戸方式」と「岸和田方式」の二律背反を共存させてきたように、今日ではさらに異なる目的が公立文化ホールの設置・維持・管理を取り巻いていると言える。

文化行政論については、公立文化ホールを支える理論として機能してきたと言えるが、公立文化ホールの（目的）に関して言えば、一つには、公立文化ホールを優れた芸術文化振興の砦として活用しようとする考え方があった（「水戸方式」）。それとは別に、市民の声を反映させた設置や運営が重要であるとする考え方があった（「岸和田方式」<sup>⑧</sup>）。この二つの考え方は、論理としては矛盾する側面を持っていたにもかかわらず、文化行政論の中では敢えてその矛盾を避けて議論が展開されてきたと言える<sup>⑨</sup>。

これに対し、二〇一二年議員立法により制定された「劇場法」は、「水戸方式」と「岸和田方式」の違いを鮮明にさせ、「水戸方式」を国家公認の

公立文化ホールのあり方として示したと言える。「劇場法」は、公立文化ホールを芸術文化振興の重要な担い手とし、その役割を十全に全うすることを地方自治体にも求めることとなった。これは、国家による公立文化ホール（自治体文化政策）の仕分けとも言えるものである。加えて、地域経済振興の視点から公立文化ホールの存在意義を論ずる一派も存在する。つまり、ホール施設の集客力による訪問者の増加に期待し、集客の難しくなった商店街の活性化などを公立文化ホール建設の第一の目的としようとするとする人びとも存在する。

このように、公立文化ホールを取り巻く状況は、いわば呉越同舟である。公立文化ホールの存在・維持発展を求めはするが、その理由はバラバラであるということである。理由はともあれ公立文化ホールが維持できれば良いではないかとする考え方もありうる。しかし、このバラバラな目的を整理しなければ、公立文化ホールのFMを考察することはできないし、呉越同舟のまま仮に施設が新設・改修・統合されたとしても、その運営を巡ってさまざまな対立や不協和音が生じてくるであろう。その狭間で、当の公立文化ホールは右往左往することになりかねないのである。

公立文化ホールの新設・改修・統合の理由として上記のどれが正しいということはない。しかしながら、どの理由でFMを行うのかによって、初期費用、運営経費、効果の判定方法に違いが生じることは想定できる。少なくとも、公立文化ホー

ルのFMにあたっては、その目的・理由を巡って市民の合意をきちんと調達することが絶対的に必要である。その点をこまかした公立文化ホールの建て替え等の検討は、結局のところFMの名に値しないものとなる。

以下では、北海道内自治体の公立文化ホール建て替え等が行われた事例を取り上げ、それぞれがどのような目的と経緯で新ホールの建設につながったかを明らかにする。これにより、今後の公立文化ホールのFMを考える上での手がかりをある程度は見出すことが可能であると思われる。

### 市民活動が建て替えにつながった事例 —岩見沢市民会館

一九六三年に開設された岩見沢市民会館（以下、この項では「旧市民会館」という）は、岩見沢市民の文化活動の拠点として親しまれてきたが、一九九五年頃から市民会館の建て替え新築が検討されるようになった<sup>14</sup>。旧市民会館が築三五年となる一九九八年には、新築に向けた構想づくりを早い時期にまとめた<sup>15</sup>との市の考えが示され、二〇〇〇年には、市民会館建設のための調査費用が市予算に計上され「新市民会館建設調査検討協議会」が発足している。また、市役所内にプロジェクトチームが組織され、建設に向けた具体的検討を行うこととなった<sup>16</sup>。「新市民会館建設調査検討協議会」は、週一回審議を行い、市内各種文化団体の

意見や提案を聞く会の開催や、市民からの文書による自由な意見募集、利用者アンケートの実施などをを行い、約三カ月の短い期間ではあったが、一三〇〇件を超える意見を参考に、提言を行った<sup>15</sup>。この提言内容は、「広報いわみざわ」二〇〇一年三月号に掲載された。

岩見沢市では、旧市民会館設置の頃から岩見沢文化連盟などの団体をはじめとし、市民が多大な協力を行ってきた。このため、新市民会館の建設にあたっても他の案ではなく、「新市民会館建設調査検討協議会」の提言どおり旧市民会館を取り壊してその跡地に建て替えることとした<sup>17</sup>。市民会館のコンセプトも、「新市民会館建設調査検討協議会」の提言に基づいている<sup>18</sup>。市民会館が竣工したのは二〇〇三年六月で、同年九月にオープンした。

市民会館新築を機に、新市民会館と文化センター全体を指す愛称の募集があり、「まなみーる」と命名され<sup>19</sup>、地域の多目的文化施設として、式典から舞台芸術活動まで広く市民に利用されており、市の広報によれば、「気軽に芸術に触れ、文化活動を行い、地域文化を創造する拠点となる施設<sup>20</sup>」として存在している。このように、岩見沢市では、市民が主導し公立文化ホールのFMが行われた。

### 民間主導の再開発を支援するために 移設した事例—室蘭市市民会館

室蘭市市民会館（以下、この項では「新市民会

館」という)は、二〇〇二年に開館した<sup>21)</sup>。ホールは、クラシック音楽主体の多目的ホールで、客席数は五一一席である。このホールは、一九六〇年に開設された室蘭市市民会館(以下、この項では「旧市民会館」という)を移設したものである<sup>22)</sup>。

室蘭市では、旧市民会館建築後約四〇年近くとなった一九九九年頃に市民会館建て替えが議論の俎上上がった<sup>23)</sup>。当時、旧市民会館が位置する輪西地区では再開発事業が計画され、輪西地区活性化推進協議会が結成された。この協議会が国庫補助事業である「町並み環境整備事業」として「暮らしの広場構想をとりまとめている。この構想は、輪西地区内の店舗を集約した商業施設と地区のコミュニティの中心としての地域文化・集会施設からなる複合施設を企業遊休地を活用して設置し、今後の街づくりの中核とするというものであった<sup>24)</sup>。これに伴い、室蘭市は、輪西地区のまちづくりの中核となる施設として商業施設と一体となった市民会館を改築するとする提案を行った<sup>25)</sup>。

市は、新市民会館については、既存の室蘭市文化センターとの機能分担も考慮し、音楽演奏を主とした約四八〇席前後のホールで、楽屋等の舞台回りを充実させること、バリアフリーに対応した施設とすることという方針を示した<sup>26)</sup>。しかし、市議会から、興行的な事業を呼ぶためには五〇〇席がボーダーラインであること、今後少なくとも五〇年間使用するので興行を呼べないような規模にはしないほうがよいという要望があり、最終的に

五一一席のホールとなった<sup>28)</sup>。

新市民会館は、民間が建設した施設を室蘭市が買い取る方式で設置されたが、これは、再開発事業への行政の支援と受け止められている<sup>30)</sup>。しかし、市側も、公的な施設を商業施設と一体的に整備することで、効率性や利便性の向上をめざしていたため、両者の思惑が一致したものと言えよう<sup>31)</sup>。また、新市民会館の建設時期は、指定管理者制度の導入が検討されるなど、公共サービスの提供に民間のノウハウの活用が求められている時期と重なっており、市は、運営についても民間主体で行う構想を市議会に示している<sup>32)</sup>。

新市民会館は、施設運営は地域に任せており、市は施設を買い取り、運営委託費を支出するという下支え的な支援を行っている。新市民会館は、商業施設関係者を中心に運営されており、二〇〇九年に中小企業庁の先進事例に室蘭輪西商店街が選ばれている<sup>33)</sup>。ここでは、市民会館の機能は、芸術振興に関するものは従となっており、むしろ地域・商業の発展のための仕掛けとして期待されて設置されている。室蘭市の新市民会館の建て替えは、公立文化ホールのFMが地域経済振興を目的として行われ、成功した事例と言える。

### 区画整理事業に翻弄された建て替え事例 — 帯広市民文化ホール

帯広市民文化ホールは、一九六三年に開設され

た帯広市民会館の後継施設として一九八九年に、開館した<sup>34)</sup>。

帯広市は、駅南に市が区画整理事業を行った土地を所有しており、この土地の処理が課題となっていた。単にこの土地を売却するのではなく、商業スペースに文化センターを含めた文化施設を建設して新しい帯広の顔とすることを目指して、文化施設の設置を条件に売却することとした<sup>35)</sup>。市民会館を改修する場合五億八千万円程度、新ホールの建設の場合五〇億円程度が必要と見込まれていたが、公募していた駅南市有地の民間活力による開発で建設する方法が最も市民負担が少ないと市は考えたようである<sup>36)</sup>。

その後、一九八八年一月三日に帯広市民会館で「市民会館サヨナラ公演」が行われ、市民会館は用途廃止された。市民会館跡地には、市役所新庁舎が建設され、一九九二年に利用開始されている<sup>38)</sup>。

帯広市民文化ホールは、駅南市有地を購入した民間企業が建設し、市が施設を借用する形態で一九八九年に開館した。しばらくは想定どおりに使われていたが、一九九三年一月釧路沖地震に伴い、施設の補修が必要となり、その費用負担の協議過程で、正式契約と相反する協議確認書が存在することが明るみに出た<sup>39)</sup>。そのほかの経緯を経て、帯広市は、二〇〇二年度末にすでに解散し清算法人となっていた帯広市民文化ホールの所有者との賃貸方式を取りやめ、文化ホールの建物と用地を

残存価格より安く買い取る協議をとりまとめ、七億七五〇〇万円で購入することとなった<sup>④</sup>。

帯広市民文化ホールの場合、土地の売却やコンベンション都市の開発のために「民活」で建てられたものであった。市の負担の節約を目指したものであったが、議会でも指摘されたように、使用料の支払いが伴うため、結局、市が自ら建設する場合と比較して経費面では有利とはならなかった。さらに問題を困難にしたのは、土地を所有し施設を設置した者、施設所有者、及び、ホールの貸借者が錯綜して存在していたことであった。このため施設所有者とその親会社との間の争訟、震災(釧路沖地震)といった想定外の事件発生に伴って様々な問題が発生し、帯広市側も対応に追われることになった。この帯広市民会館から帯広市民ホールへの転換は、文化施設のFMが様々な要因の変化により所期の期待通りとはならなかった事例と言えよう。

### 公立文化ホールのFMにおいて考慮が必要な事項―むすびにかえて

以上、北海道内においてすでに設備更新がなされた公立文化ホールの事例を見てきた。本稿の目的は、それらの設備更新の良否を論ずるものではない。近年注目されてきているFMの視点から公立文化ホールの設備更新を考える場合の参考事例として三種の異なる更新方法の存在を明らかに

したものである<sup>⑤</sup>。本稿では、公立文化ホールのFMについては、「行政ニーズ」の検討が重要であることを指摘した。取り上げた事例も、老朽化の問題(建物性能)はあったものの、どのように建て替え等を行うのかについては、「行政ニーズ」の視点がより重要であったと結論づけることができる。

ただし、「行政ニーズ」をどのように捉え判定するかは、各自治体ごと、各施設ごとに異なっていることが、これまで道内で行われてきたFMで明らかとなった。今後も老朽化が進む公立文化ホールのFMについては、いくつかの要因を考慮して行われなければならないと言えよう。最後に、それらの要因の中でも重要と思われる事項について、簡単に触れて本稿のまとめとしたい。

第一に、「行政ニーズ」の視点から当該公立文化ホールが自治体住民全体にとつてどのような役割を、役立っているのかが十分に見極められなければならない。多くの住民が活用したいと思わないホールをどんなに立派に作ってみても、結局は宝の持ち腐れとなりかねないからである。

第二に、老朽化が進みつつある公立文化ホールの創成期播種期には想定されていなかった政策的変更がなされていることをどのようにFMに盛り込むかを考慮しなければならないであろう。政策的変更の中でも大きなものは、指定管理者制度の導入、市町村合併の進展、劇場法の制定である。指定管理者制度は、すでに旧聞に属する話題で

はあるものの、管理方式を考慮に入れない公立文化ホール建設はあり得ないと言つて良く、FMにおいて当然考慮に入れるべきものである。

次に、本稿では触れることができなかったが、いわゆる「平成の大合併」とそれに伴う合併特例債の活用等も公立文化ホールのFMには重要な視点であると思われる。例えば、福岡県久留米市は、老朽化した久留米市民会館に替わる文化施設としての機能も持つ複合施設「久留米シティプラザ」を建設中である。この施設の建設は、合併特例債の活用を目指したものであり、それによる施設設備等の検討期間が限られていたことが課題として示されている<sup>⑥</sup>。

「劇場法」については、すでに述べたように文化行政論で言われていた「水戸方式」を推奨するものと捉えることができる。北海道内で劇場法が想定すると思われる機能を備えた専門ホールを有する自治体で、劇場法に準じた文化芸術基本計画の改訂を行ったところは札幌市のみである<sup>⑦</sup>。札幌市は、劇場法の適用を念頭においた新しい公立文化ホールの建設に着手している。また、久留米市の「久留米シティプラザ」も劇場法適用を想定して建設が進められているようである<sup>⑧</sup>。ただし、劇場法が想定するホールは、必ずしも多くの住民のニーズに合致しているとは言えない場合もある。この場合、「行政ニーズ」と「住民ニーズ」とが乖離する可能性も出てくる<sup>⑨</sup>ことが考えられる。その調整に相当に手間をかけなければならないのであ

ろう。

最後にまとめるならば、老朽化や市町村合併等に伴う統廃合など、建て替え等の需要が増加すると考えられる公立文化ホールについて、すでに行われてきた建て替え等の事例から見えてきたように、住民ニーズを十分にくみ取った検討を行うことがFMの要件となるであろう。

へさかい ともみ・北海学園大学法学部非常勤講師

## 【注】

- (1) <http://www.jfn.or.jp/whatsFM/> (二〇一五年四月五日最終参照。以下の註で触れるURLはすべて同じ)。この協会では、FMを「単に手法という範疇から、より広くFMを経営的視点に立った総合的な活動として捉えて」いるとしている。本稿では、FMをもつばら「建て替え」と読み替えているように見えるかもしれないが、取り上げる事例の性質からそのように見えているのであって、筆者がFMを総合的に捉えていないということではないことをあらかじめお断りしておく。
- (2) これは、総務省行政評価局国土交通担当評価監視官室が中心となつて行った行政評価・監視である。この報告では、「港湾施設」、「空港施設」、「上水道施設」、「下水道施設」及び「河川管理施設」に関して、「適切な保全対策の実施により、国民の安全・安心を確保するとともに、ライフサイクルコストの縮減に向けた効果的かつ効率的な維持管理を推進する観点から、これらの施設の維持管理及び更新等の実施状況等を調査し、その結果を取りまとめ、必要な改善措置について勧告することとした」としている。
- (3) 総務大臣通知「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」(平成二六年四月二二日付総財務第七四号)。この通知に従ったかどうかは不明であるが、北海道では石狩市が二〇一四年一〇月に「石狩市公共施設等総合管理計画」を作成している。
- (4) 「文化行政論」の初期の動向やその後の展開については、森啓「全国自治体における文化行政の動向」(松下圭一・森啓編『文化行政—行政の自己革新」、学陽書房、一九八一年)や、森啓「文化行政の歩み」(田村明・森啓編著『文化行政とまちづくり」、時事通信社、一九八三年)などの文献を参照。
- (5) 公共施設建て替え更新に多大な費用がかかることについては、辻壽一「公共施設における建替え更新年数の設定に関する研究—地方自治体における建替え工事費を中心に—」(『日本建築学会大会学術講演梗概集(東海)」、二〇一二年九月)、及び根本祐二「朽ちるインフラ、問題の現状と対策」(『都市問題』第一〇三巻一、二〇一二年)、五二頁、などを参照されたい。
- (6) 山本康友「既存施設の従来評価と今後の評価」(『日本建築学会編『公共施設の再編—評価と実践の手引き」、森北出版、二〇一五年)を参照。
- (7) 同右。
- (8) 小林真理「自治体文化行政と行政改革 理念と現実の乖離」(小林真理編『行政改革と文化創造のイニシアティブ 新しい共創の模索」、美学出版、二〇一三年)、二八頁及び四二頁。
- (9) 一九八〇年代の公立文化ホールの隆盛を受け、文化行政論を代表する論者である森啓は、その編著『文化ホールがまちをつくる』(学陽書房、一九九一年)で、「文化ホールが市民の自由な文化活動の拠点になって人々の感性を豊かに開花し、感性の豊かな人々が増えることによってまちが文化的に変容する。そして文化ホールがまちなかに華やいだ雰囲気醸成を醸成し、文化ホールがつけられたことよって周辺が整備されてまちが文化的に変容する。」と書く。しかし、実際に建設される公立文化ホールが文化行政論の理想通り建設されたわけではない。建設される公立文化ホールのほとんどは多目的であり、「多目的は無目的であつて、結局は中途半端である」(森啓「市民文化と行政文化」(森啓編著『市民文化と行政文化」、学陽書房、一九八八年、二二七頁)とされた。また、小林真理は、「文化ホールさえ建設すれば文化的なまちができるという発想が蔓延したことも事実である」(小林真理「文化政策における公共的諸問題—領域の拡大と未解決の課題」(山脇直司・押村高編『アクセス公共学」、日本経済評論社、二〇一〇年)、一四五頁)としている。つまり、文化行政論が理想とする公立文化ホールと現実に設置されるホールとの間には乖離があつたのである。両者の違いが生じた現場のやりとりについては、中村順「日本文化行政研究会」(日本文化行政研究会・これからの文化政策を考える会編『文化行政 はじまり・いま・みらい」、水曜社、二〇〇一年)、一七八頁が興味深い。
- (10) 実際には、「劇場法」の影響が地方自治体に十分に浸透しているとは言えない。この点については、酒井智美「劇場法」からみる中央・地方関係(『北海道自治研究』五五〇号、二〇一四年)を参照されたい。
- (11) 旧市民会館に加え、岩見沢文化連盟など市民の

要望に触発され、岩見沢市開基百年・市制施行四〇周年を記念し、一九八二年に五一四席の中ホールとギャラーリなど構成された文化センターが開設されている。岩見沢文化連盟「岩見沢文化連盟三〇年史」（一九八九年五月）、一八〇頁。なお、岩見沢文化連盟は文化センターの建設資金として四八四万円を岩見沢市に寄付している（岩見沢百年史編さん委員会『岩見沢百年史』（一九八五年三月）、二〇〇六頁）。

(12) 『岩見沢市議会議録』（平成二一年九月七日）。この時の議会答弁では、一九九四年設置の岩見沢市屋内外生涯学習施設構想検討委員会の報告書に言及されている。旧市民会館及び本稿で述べる岩見沢市民会館の建て替え経緯の詳細については、酒井智美「北海道における公立文化ホールの設立経緯」（北海道大学大学院『法学研究科論集』第一号、二〇〇九年）、一五―八頁を参照されたい。

(13) 『岩見沢市議会議録』（平成一〇年二月一日）。  
(14) 『岩見沢市議会議録』（平成二二年二月一日）。  
(15) 『岩見沢市議会議録』（平成一三年三月八日）。それらには、たとえばイベントホールの機能を果たせた施設を駅東地区に設置する案（岩見沢市議会議録、平成二二年三月一四日）や、市役所と図書館の近くに建設し、文化施設ゾーンとして一体的に開発する案（岩見沢市議会議録、平成二二年六月一六日）などの意見が議会で出されていた。

(17) 『岩見沢市議会議録』（平成一三年三月八日）。  
(18) 新市民会館は、「良好な音環境と客席環境を重

視した大ホールと、市民の皆様が日常的に文化・芸術活動を通じて、交流の場としての機能を果たす多目的機能を有した文化・芸術振興の拠点施設」としている。『岩見沢市議会議録』（平成二四年三月一日）を参照。

(19) 岩見沢市「広報いわみざわ」（二〇〇三年八月号）。  
(20) 同右。  
(21) 室蘭市の新市民会館の設置経過については、酒井智美「北海道における公立文化ホールの設立経緯」、前掲、一八一―二〇頁、を参照されたい。

(22) 室蘭市の旧市民会館の設立経緯については、室蘭市『新室蘭市史（第三巻）』（昭和六〇年一月二五日）、七〇二頁、を参照。  
(23) 『室蘭市議会議録』（平成二一年六月二七日）、一一二頁。  
(24) 同右。  
(25) 同右。

(26) 『室蘭市議会議録』（平成二二年六月二九日）、一六頁。  
(27) 同右、一九頁。  
(28) 室蘭市『新室蘭市史（第六巻）』（二〇〇七年三月）、六四七頁。  
(29) 『室蘭市議会議録』（平成二一年九月二三日）、一三四頁。

(30) 旧市民会館の解体後の跡地は、輪西連合町会の要望に沿い、公設駐車場となっている。『室蘭市議会議録』（平成一四年三月八日）、一六〇頁。  
(31) 『室蘭市議会議録』（平成二一年九月二三日）、一三九頁。

(32) 同右。  
(33) 中小企業庁「新がんばる商店街七七選」（二〇〇九年、及び、『室蘭民報』（二〇〇九年四月七日）。

(34) 帯広市民文化ホール設立経緯の詳細については、酒井智美「北海道における公立文化ホールの設立経緯」、前掲、二〇―五頁、を参照されたい。

(35) 『帯広市議会議録』（議案審査特別委員会（昭和六一年六月三〇日）、一〇―二頁、『十勝毎日新聞』（一九九六年七月一日）。  
(36) 『十勝毎日新聞』（一九八五年一月一〇日）。  
(37) 帯広市『帯広市史』（二〇〇三年二月二五日）、八七六頁。

(38) [http://www.city.obihoro.hokkaido.jp/setsakusinbu/kohhokouchoutai/shishi\\_09.html](http://www.city.obihoro.hokkaido.jp/setsakusinbu/kohhokouchoutai/shishi_09.html) を参照。  
(39) 『十勝毎日新聞』（一九九三年一月二七日）。  
(40) 『十勝毎日新聞』（二〇〇三年二月五日）。

(41) 事例については、より詳細な説明が可能であったが、与えられた紙幅の都合で要点を述べるにとどまった。  
(42) 高宮知数「劇場法施行、設備機器デジタル化進行下の公共ホール設計与件の抽出について―福岡県久留米市における事例から―」（『プロジェクトマネジメント学会誌』第一六巻第三号、二〇一四年）、一三三頁。

(43) 道内都市における劇場法の影響については、酒井智美「劇場法」からみる中央・地方関係」、前掲、を参照されたい。なお、札幌市の文化芸術基本計画は、二〇一五年一月に改定されている。

(44) 久留米市議会議決平成二六年第四回定例会（第二日 二月四日）において、榎原利則市長は、久留米シティプラザが劇場法のコンセプトを具現化する施設であると発言している。久留米市議会議事録（<http://www.kensakusystem.jp/kyurume/cgi-bin3/ResultFrame.exe>）参照。